



河原人権福祉センターだより

■人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター■



2024年(令和6年)4月号

発行：鳥取市河原人権福祉センター 〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1 TEL：(0858)85-0135 / FAX：(0858)85-0139

今年度の事業紹介

河原人権福祉センターは福祉の向上と人権啓発、住民の交流の拠点として「基本事業」「地域福祉事業」「交流促進事業」の3つの柱を中心に今年も展開していきます。

基本事業

運営委員会

・年2回開催で「円滑な運営の提言や評価」をしていただきます。

人権講演会

・人権課題の解決に向けて講演会を開催します。



地域福祉事業

高齢者講座

・居場所づくりや縁側サロン、介護予防を含む交流の場として開催します。

手話識字教室

・聴覚に障がいがある方及び識字が困難な方に情報提供やコミュニケーションの場として開催します。

朝の手話タイム

・「手話は言語」であることを認識し、聴覚障がいのある方と言葉の壁を無くす学習として開催します。

介護予防教室

・1月～3月に体力づくりや認知症予防として開催します。(計6回予定)



地域交流事業

人権と福祉のまちづくり講座

・地区公民館と共催し、各地区公民館へ出向いて講座を開催します。(計6回予定)

人権講演会

・河原町コミュニティセンターで開かれる文化祭で、人権にかかわるテーマで講演会を行います。



「あなたはひとりじゃない」 孤独・孤立対策推進法について

孤独・孤立対策推進法 R6.4.1 施行します

昨今、社会環境の変化やコロナ禍の影響等により『孤独・孤立』の問題が深刻化しています。官民一体になって「孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指します。

【基本理念】

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。 [内閣官房HP「孤独・孤立対策推進法のご概念」より引用]

鳥取市の取り組み

地域住民と顔の見える関係を作って見守りや声かけ、専門機関へのつなぎを行う『つながりサポーター養成研修』や、孤独・孤立の問題を皆さんに知っていただくための『シンポジウム』を開催しています。また、孤独・孤立問題に民間と連携して対応するため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げました。他にも、「相談支援包括化推進会議」では、複合的な課題のある世帯を多くの機関が協働して支援しています。

事業のようす

■介護予防教室■ 2/7・14・21・28(水)

さんびるさんの指導で健康体操、口腔、歯磨き、そして水分補給のお話とボールを使った運動など4日間を通していただきました。

また、2/14は中井の駐在さんに来ていただき、特殊詐欺についてお話をいただきました。



■散岐保育園と交流■ 2/20(火)

園児の皿回しや素晴らしい演技を見せていただいた後、高齢者と一緒にコマ、けん玉、お手玉を使った遊びで楽しく交流ができました。



■西郷保育園と交流■ 2/27(火)

園児と一緒にお手玉やゴム鉄砲、コマを使って交流をしました。その後は園児が踊りを見せてくださり、楽しい時間を過ごしました。



4月の行事予定

日	曜日	行事	時間	会場
3	水	のんびりカフェ	10:00~12:00	河原人権福祉センター
4	木	高齢者講座・手話識字教室	10:00~14:00	八上姫公園
5	金	朝の手話タイム	9:00~9:45	河原人権福祉センター
12	金	朝の手話タイム	9:00~9:45	河原人権福祉センター
16	火	手話識字教室	10:00~11:30	河原人権福祉センター
19	金	朝の手話タイム	9:00~9:45	河原人権福祉センター
26	金	朝の手話タイム	9:00~9:45	河原人権福祉センター
27	土	ふれあい食堂	10:00~14:00	河原町コミュニティセンター

ひとりで悩まないで

まずは話してみませんか？

人権福祉センターでは、人権に関わる問題をはじめ生活上の様々な悩みの相談をお受けして問題解決のための支援を行っています。

4月の 専門相談日程

カウンセラー相談	夜間弁護士相談	会場
9日(火)・23日(火)	18日(木)	中央人権福祉センター
15:00~17:00 1名/1時間 (受付2名まで)	18:30~20:30 1名/30分 (受付3名まで)	TEL/0857-24-8241 FAX/0857-24-8067

予約制

無料

【こちらをご覧ください！】

本市ホームページで市内にある全ての人権福祉センターの広報紙をご覧ください！ぜひ、ご覧ください。

閲覧はこちらから



■お問合せ先■

鳥取市河原人権福祉センター
〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1
TEL/0858-85-0135
FAX/0858-85-0139
E-mail: jin-kawahara@city.tottori.lg.jp